

第1 審査会の結論

広島県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和4年11月24日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）（以下「本件請求事項」という。）

① 多くの自民党系議員などにみる法的で政治的かつ道義的な問題として、例えば、〇〇大買収事件にみる「政治とカネの問題」に係る議員らと「〇〇などカルト・宗教・靈感商法などにみる政治的かつ社会的な問題」に係る議員らにあって、この二件の事案に係り

- ① 憲法違反であるか（一票をカネで買う、政教分離原則に反する、など）
- ② 公職選挙法違反であるか（買収事件の罪の基準、政治と宗教の線引き、など）
- ③ 政治倫理規制法違反であるか（収支報告書に虚偽記載と領収書未提出、など）
- ④ その他該当法違反であるか（条例違反でも辞職勧告を無視、道義的責任、など）

とする設問等に対する判断において、それぞれの法的根拠のもとに違反・事件・犯罪として立件の対象にできる判断基準・規定規則等の分かる事例・記録・資料等。

② 公職選挙法にあって、その目的とするところは「日本国憲法の精神に則り議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人

の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期する」として規定をするが、上記二つの事案・問題に対して、どのように憲法の規定に基づく公職選挙法との適合性・整合性・適正性があるか否かに係り追及したうえで警察等への通告をした経緯等の分かる判例・事例・記録・資料等。

③ ○○と○○による大規模買収事件における公職選挙法違反問題に関しての事例・記録・資料等（2019年参議院議員選挙関連）。

例えば

① ○○に対して、

- (1) 選挙違反ではないかとの情報に係る件数・内容、いわば金銭授受関連・暴力（パワハラ・セクハラ）・交通違反（高速道路 60 kmオーバー教唆事件など）・地域支援者への物品配布など
- (2) その中から警察への捜査等を願い出た日時・事案・内容・その他について
- (3) その際の警察側からの捜査等の動きの連絡事項・事実・内容等の把握について
- (4) 警察あるいは検察への依頼・資料提供等を為したこと
- (5) その他問合せをしたこと・問合せをされたこと

② ○○に対して、

- (1) 選挙違反ではないかとの情報に係る件数・内容等、いわば金銭授受関連・県議会議員での問題・パワハラ問題・地域支援者への物品配布、その他ポスター張り・幟購入違反（カネの出納問題）など
- (2) その中から警察での捜査等を願い出た日時・事案・内容・その他
- (3) 警察側からの捜査等の動きの連絡事項・事実関係・内容等の把握など
- (4) ○○として 1 日も活動していないのに 42651400 万円の報酬があるとする基準・規程など
- (5) その他問合せをしたこと・されたことなど

③ 1 億 5 千万円とされる大規模贈収賄事件に係る金銭の動きにあって

- (1) ○○の 7500 万円の通帳への出納事実、いわば入金事実・出金項

目・領収書照合・事実認証・検証等

(2) ○○の7500万円の通帳への出納事実、いわば入金事実・出金項

(3) 名目・領収書照合・事実認証・検証等

(4) 二人の会計事務所からの政治資金規正法に基づく収支報告書に係ったそれぞれの担当者による検証・査証・監査をした経緯等の分かる記録・資料等

④ 二人に対して、他からの・他の口座等への金銭出納・領収書照合・事実認証等の分かる記録・資料等（1億千万円以外にも出納があったとする疑惑など）

⑤ 二人に対して、選挙管理委員会における委員長判断の分かる記録・資料等

⑥ 公職選挙法違反であるとして東京地裁で判決があったにも拘わらず、病気を理由として検察審査会においても不起訴相当にできるとする公職選挙法あるいはその他の法令に該当する法例・事例・記録・資料等

⑦ 1億5千万円 of 金銭授受について、当時の○○が8回も会ったとして○○に手渡した疑いのある官房秘密費に迫った記録・資料等

⑧ 当時の○○をはじめ○○と○○そして○○らが度々に選挙応援に来広していたこともあり金銭授受があったとする疑念・疑惑等に係り、選挙管理委員会にむけての贈収賄事件・選挙違反とする疑いのある連絡の事実・対応などと、それらを警察・検察などに情報提供・要請等をして捜査等を依頼したことの分かる事例・記録・資料等

④ 自民党政権・自民党議員及び各政党と「○○」・宗教団体との関係にあつて

① 選挙違反であると疑いの濃いとされた過去3年間の事例・判例・記録・資料等

② 例えば○○のような国会での虚偽答弁などによって国民・有権者を騙す行為などは、当然、憲法等違反ともいえるし、選挙の際の届け出の規程・公約などからは逸脱の行為であるとみるが、公職選挙法違反との絡みで検察庁にむけて違憲性・違法性であるとする訴えとしてき

た判例・事例・記録・資料等

- ③ さらに、〇〇のように国会での虚偽答弁を 100 回以上もするなど国民を愚弄し、銃撃されて明らかになったように〇〇との関係も深く、他の議員らも追随するなど、それでカルト宗教・靈感商法などで騙されたとして親が自殺するなど、このような議員に対して資格資質があるか否かを問うことができる公職選挙法違反あるいは他の法令等違反に該当する判例・事例・記録・資料等
- ④ 身近なところの県会議員・市会議員らにあっても、〇〇などから日頃の政治活動ないし選挙運動に至るまでの資金援助・活動支援（パーティー券購入・秘書・事務員・車上運動員・ビラ配りなど）をしているが、憲法規定に基づく議員規定あるいは公職選挙法および政治資金規正法などに違反であるとする判断基準等の分かる判例・事例・記録・資料等
- ⑤ 疑惑議員らが政治倫理に関する条例に基づき行為規範に逸脱しているとして政治倫理規制委員会等に諮られ辞職勧告決議が為されるが、それでも議員辞職をせずに、なおも活動できるとする法的根拠となる公職選挙法・他の法令等において、それらが正当性・合理性・法理性があることが分かる判例・事例・記録・資料等
- ⑥ 公職選挙法違反に該当する議員らが病気・入院を理由として罪を逃れようとする行為に対して、どのような状態・事実認定の時に裁判を免れることができる根拠・事由・法的該当することの分かる法例・事例・記録・資料等
- ⑦ 〇〇疑惑問題に係り、公職選挙法違反に該当する国会議員とその秘書のところ
 - (1) その国会議員の立場・例えば元警察関係者であったりすれば付度斟酌されるなどがあるとする判例・事例・記録・資料等
 - (2) 逆に付度・斟酌などをさせないなどがあるとする判例・事例・記録・資料等
- ⑧ そもそも憲法第 20 条に規定する「(1)信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上

の権力を行使してはならない」との条項からみて「違反である」などの分かる判例・事例・記録・資料等

(1) 自民党の政策とする憲法改定・男女共同参画否定・夫婦別姓否認・性的少数者差別問題などに係り、〇〇関連団体の思考・指向・志向の一致に関して

(2) さらに当時の文科省大臣(〇〇)が〇〇の名称変更の許可を出したが「信教の自由の問題」と政策の運営の絡みで、その第20条「(3) 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」に関して

⑤ 憲法第13条に「(1)すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とする規定があるが

① 「すべて国民…」の中に人種・民族などで差別する(国民としない・選択できない・分ける・分断する・支配する・差配とする)いわば選挙権・被選挙権がなくともとする公職選挙法・その他の法令等による判断・解釈をしていること分かる判例・事例・記録・資料等

② 「すべて国民は法の下に平等」としているにも関わらず「日本国籍を有する」または「日本国籍でない」「国民ではない」「政治問題」として差別する(排除する・選挙権等がない)との解釈・判断できるとする判例・事例・記録・資料等

⑥ 憲法第44条に「両議院の議員およびその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」とする規定があるが、以下の問題に関して、憲法違反ではない、そして地方自治法による住民自治を侵害しない、あるいは公職選挙法違反ではないなどとする事分かる判例・事例・記録・資料など

① 永住権を獲得したものの外国籍を理由として

(1) 歴史的事情のもとに日本での生活を余儀なくさせておいて、さらに権利剥奪をしている加重差別の問題

(2) 憲法上・人道上において個人の尊重を無視し人間の尊厳を剥奪し

ても、それでも政治上の理由(思想性・民族性を剥奪する反共主義に基づくなど「〇〇」との関係性が深い)とする問題

- (3) 選挙権・被選挙権そして選択権の権利を保障していない問題
- (4) 税金などを日本人と同じように納めても選挙権・被選挙権を保障しない問題
- (5) 選挙権・被選挙権および選択権がないとする国際人権規約に違反する問題
- (6) さまざまな権利侵害をしているが法制定・法改定などをしない不作為・国家賠償法違反の問題
- (7) 政府の不作為・憲法違反などを当たり前であるとする政治的環

境

に落とし込めている問題

- (8) 同じ市域に住む住民であるにもかかわらず地方自治法による住民投票権への侵害・差別の問題
- ④ 女性であることを理由として議員割合が国際的下位にある問題、男女共同参画でない議員定数問題、性的少数者問題など
- ⑤ 憲法よりも下位法である公職選挙法あるいは他の法令での決定にあって、憲法第98条にみる「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令…」に該当する問題
- ⑥ 上記①から⑤の問題に係り、下位法による判断・解釈をしても憲法違反ではないと判断できる問題、あるいは憲法違反であるとする解釈・判断をしている問題
- ⑦ 国際法規上で解釈・判断をして違憲・違反・違法であるとする問題、あるいは違憲・違反・違法ではないとする問題
- ⑦ 高齢者施設・障害者施設などで暮らす人たちにとって、憲法第13条規定に基づく選挙制度・公職選挙法などの規定に基づき、被選挙権・選挙権を行使する際に、次のような問題に対応していること分かる判例・事例・記録・資料等
 - ① 「法の下での平等」に権限行使をしているか否かの問題
 - ② 施設長に任せることができる事務処理・任務内容・行動範囲等の問

題

- ③ 意思表示の分からないと判断されている人で、施設長の権限において
 - (1) 後見人の代替ができる・後見人とする取決め等があるか否かの問題
 - (2) 施設内の選挙活動における制限規定等があるか否かの問題
 - (3) 施設長が権限を越えてしまえば選挙違反等であると判断できる態勢にあるか否かの問題
 - (4) 投票行動における権利の侵害等であるか否かの問題
 - (5) 集票作業でプライバシー権の保護がなされているか否かの問題
 - (6) 任務・役割等を任じているとして証明・証拠できるか否かの問題
 - (7) 第三者が上記(1)から(6)を客観的に確認できる態勢にあるか否かの問題
- ④ 上記①から③の実施後、どう正確に実現し検証できているか分かる記録・資料
- ⑧** 選挙管理委員会が、有権者の権利を最大限に保障する機関であるためには
 - ① どのような姿勢・態勢・体制をとるべきかとする規定・基準・規程等の分かる記録・資料等
 - ② どのような予算確保・人員配置・整備事項・機能体制にあればよいかとする判断・基準等の分かる記録・資料等
 - ③ 今次の政治資金収支報告書にあって、「ネットによる要旨の公表に止める」とするが、他に真の理由等があるとするなら、それが分かる記録・資料等
 - ④ 現在の体制において、「全面公表は難しい」「後世への保存を考えると要旨が相応しい」とする理由において、有権者の権利を最大限に保障できるか否かを苦悩・苦慮した形跡の分かる記録・資料等
 - ⑤ 他の選挙管理委員会においては全面公表はできているにもかかわらず、なぜ当該選挙管理委員会ではできないかの理由・根拠などの分かる記録・資料等

- ⑥ ○○の「政治とカネの問題」があり公職選挙法違反問題によって失職、当該選挙管理委員会の役割を果たそうとした（「だまっとれん」評語など）。

ゆえに有権者からみれば「全面公表は難しい」などを理由としてのネットによる要旨の公表だけとしたのを合点もいかず訝る。それでも最大限の知る権利の保障にそえるとする思考・指向・志向にあるか否かが分る記録・資料等

- ⑦ 今次の新聞公表が憲法規定の知る権利の保障をするか否か分かる記録・資料等

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第2条第2項第1号及び第7条第1項、第2項の規定により、次の4件の決定を行い、令和4年12月20日付けで、審査請求人に通知した。

- (1) 行政文書開示決定（本件請求事項のうち、**⑦**中の**②**）

対象文書

不在者投票のしおり

- (2) 行政文書部分開示決定（本件請求事項のうち、**③**中の**①**、**②**及び**⑧**中の**④**、**⑤**、**⑥**）

ア 対象文書

(ア) 県選管への問合せメール（本件請求事項のうち、**③**中の**①**、**②**）

(イ) 取材への簡易処理表（本件請求事項のうち、**⑧**中の**④**、**⑤**、**⑥**）

イ 不開示理由

条例第10条第2号（個人情報）

- (3) 条例適用外

ア 対象文書

公職選挙法や政治資金規正法など県選管が所管する法令の規定やその解釈に関する資料

イ 条例適用外の理由

条例第2条第2項第1号（法令や書籍は、開示請求の対象文書となる

行政文書に該当しないため)

- (4) 行政文書不存在決定(以下「本件処分」という。)(本件請求事項のうち、**③**中の①と②、**⑦**中の②及び**⑧**中の④～⑥を除く部分)

不存在の理由

作成又は取得していないため

3 審査請求

審査請求人は、令和5年3月6日付けで、実施機関が本件請求に対し行った4件の処分のうち、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「行政文書不存在」とする“処分”を取り消すように求める。

2 審査請求の理由 審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 「行政文書不存在」とする処分における妥当性と正当性および法理性がない。

イ 憲法の規定に基づく知る権利・情報アクセス権・取得権の侵害である。

ウ ○○および○○の公職選挙法違反の関係その他の事項の情報を、作成・取得・整理・保管をしていないとする不作為である。

(2) 反論書における主張

ア 広島県選挙管理委員会(処分庁あるいは審査庁)による「弁明書」とする「処分の理由」とする手続にあつては、不当・不正・不法であり無効であるとする第三者機関による審査・判断を求める。

イ 請求人は、2023年3月6日付けで【審査請求】をしたが、広島県選挙管理委員会が、同年3月27日付けの「弁明書」において「処分の理由」をいろいろと記載しているが、処分庁を兼ねた審査庁であるがゆえに、第

三者機関の解釈・判断ではないとみる。したがって、審査・判断において客観性・公平性・透明性および手続性ないし法理性に瑕疵があり、無効であるとみる。そこで『反論書』とするまでもない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 処分の理由

処分庁では、条例に基づき、情報の開示等を実施している。条例第10条に規定されているとおり、開示請求に対する行政文書は、原則開示することが義務付けられており、例外的に不開示とすべき情報が、同条各号に定められている。処分庁は、この規定に基づき、請求事項のうち行政文書を保有しているものについては、行政文書開示決定又は行政文書部分開示決定を行い、条例の適用がないものについては、条例適用外とする決定を行った。そして、対象となる行政文書を作成・保有していないものについては、条例第7条第2項の規定に基づき、本件処分を行うとともに、文書により補足説明を行った。その内容は次のとおりである。

(1) 請求事項①について

ア 処分庁は公職選挙法（昭和25年法律100号）等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務や、公職選挙法、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）及び政党助成法（平成6年法律第5号）に基づく報告書に関する事務を所掌しているが、提示された個別の事案について、憲法・法令違反等について判断する立場になく、また、立件等を行う立場にもないため、これらに係る文書は作成・保有していない。

イ 「政治倫理規制法は、処分庁では所管していない（提示された名称の法律が見当たらない。）。

(2) 請求事項②について

処分庁は、公職選挙法等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務や公職選挙法、政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書に関する事務を所掌しているが、提示された個別の事案について、処分庁が何らかの判断を

することはなく、また、警察・検察への捜査等の依頼、捜査事項の把握などを行う立場にないため、これらに係る文書は作成・保有していない。

(3) 請求事項③について

ア 処分庁は、公職選挙法等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務や、公職選挙法、政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書に関する事務を所掌しているが、提示された個別の事案について、処分庁が何らかの判断をすることはなく、また、警察・検察への捜査等の依頼、捜査情報の把握などを行う立場にないため、①、②に関して開示した文書以外の文書は作成・保有していない。

イ 処分庁では、収支報告書の受理に当たっては、所定の様式による書類が揃っているかといった形式的な審査をすることとされており、検証等を行う立場にないため、これらに係る文書は作成・保有していない。なお、令和元年の参議院議員通常選挙に係る収支報告書は、公選法に定められた保存年限(受理した日から3年間)が満了し、廃棄している。

ウ 処分庁は、参議院議員の報酬や検察審査会に関しては所管していない。

(4) 請求事項④について

ア 処分庁は、公職選挙法等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務や公職選挙法、政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書に関する事務を所掌しているが、提示された個別の事案について、公職選挙法や他の法令違反等について判断等を行う立場にないため、これらに係る文書は作成・保有していない。

イ 処分庁は「議員規定」や「政治倫理に関する条例」、「政治倫理規制委員会」に関しては所管していない。

(5) 請求事項⑤について

処分庁は、公職選挙法等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務を所掌しているが、憲法や公職選挙法等の法律について解釈・判断を行う立場にないため、これらに係る文書は作成・保有していない。

(6) 請求事項⑥について

処分庁は、公職選挙法等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務を所掌しているが、提示された個々の問題について、憲法や地方自治法や公職選

挙法等に反するか否かといった解釈・判断を行う立場にないため、これらに係る文書は作成・保有していない。

(7) 請求事項⑦について

処分庁は、公職選挙法等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務を所掌しているが、提示された①、②、③のような個々の事象については把握していないため、これらに係る文書は作成・保有していない。

(8) 請求事項⑧について

ア ①、②については、関係法令に規定するもののほかは各地方公共団体の裁量に属するものであるため、作成・保有していない。

イ ③については、「他に真の理由等」はないので、これに係る文書は作成・保有していない。

ウ ④については、処分庁が行っている要旨の公表は、政治資金規正法に基づいた適法なものであり、憲法規定の知る権利の保障をするか否か分かる文書は作成・保有していない。

なお、本件処分を行うに当たっては、念のため、執務室内にあるファイルやファイルサーバー内を探索したが、不存在とした審査請求人の請求事項に関して記述した行政文書は確認できなかった。

2 審査請求人の主張及び処分庁の弁明

(1) 審査請求人は、「行政文書不存在」とする処分における妥当性・正当性および法理性がない」、「憲法の規定に基づく知る権利・情報アクセス権・取得権の侵害である」と主張するが、請求された行政文書が存在しないことは前記2で述べたとおりであり、本件処分は適法かつ妥当なものである。

(2) 審査請求人は、「〇〇および〇〇の公職選挙法違反の関係その他の事項の情報を、作成・取得・整理・保管をしていないとする不作為である。」と主張するが、前記4で述べたとおり、処分庁は、公職選挙法等に基づく選挙の適正な管理執行等の事務や、公職選挙法、政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書に関する事務を所掌しているが、提示された個別の事案について、処分庁が何らかの判断をすることはなく、また、警察・検察への捜査等の依頼、捜査情報の把握などを行う立場にないため、請求事項

③のうち①、②に関して開示した文書以外の文書は作成・保有していない。

そのため、行政文書不存在とした本件処分は適法かつ妥当なものである。

(3) なお、審査請求人は、審査請求人の知る権利等の侵害である、或いは行政文書の不存在は処分庁の不作为であるとも主張するが、本件審査請求は請求された行政文書が存在するか否かの問題なのであるから、これらの主張は本件処分の適法性・妥当性とは関係がない。

3 結論

本件処分は対象となる文書が存在しなかったため、行政文書不存在の決定をしたものであり、違法又は不当な処分には当たらない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、上記第2の1のとおり行政文書の開示を求めたものである。実施機関は、本件請求に対し、上記第2の2のとおり4件の決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求事項のうち、③中の①と②、⑦中の②及び⑧中の④～⑥を除く部分に係る文書を作成又は取得していないとして不開示とした本件処分について審査請求を行い、本件請求事項のうち、本件処分に係る文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について判断する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 個別の事案について、広島県選挙管理委員会が行った憲法及び関係法令に基づく判断等が記載された文書について（①中の①②④、②、③中の③(1)(2)(3)及び④～⑦、④、⑤、⑥、⑦）

実施機関は、本件請求内容である個別の事案について、実施機関において憲法、公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法、地方自治法の判断及び立件等を行う立場にないため、これらに係る文書は作成・保有していないと主張している。

実施機関に確認したところ、地方自治法第 186 条の規定において、「選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。」とされており、選挙管理委員会は、公職選挙法や政治資金規正法などの関係法令等に基づく事務を執行しているが、憲法・法令違反等について判断すること（公職選挙法第 147 条 1 項、第 201 条の 14 第 2 項の文書図画に係る撤去命令や、選挙・当選の効力に係る異議申出・審査申立てに係る判断を除く。）や立件等を行うことについて、都道府県選挙管理委員会が行うこととされている事務として規定されたものはないとのことであった。

また、選挙の取締に関しては、公職選挙法第 7 条で「検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない」と規定されているとおり、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官の職務であって、選挙管理委員会が行うものではないとのことであった。

当審査会において、実施機関である広島県選挙管理委員会が所管する事務の関係法令、実施機関の内規を確認したところ、公職選挙法に基づく文書図画に係る撤去命令や、選挙・当選の効力に係る異議申出・審査申立てに係る判断などの都道府県選挙管理委員会が行う事務とされているものを除き、実施機関が個別の事案について憲法、公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法などの関係法令に係る違法性の判断及び立件等を行うことについての記載は確認できなかった。

これらのことを踏まえると、本件請求内容である個別の事案について、実施機関において憲法及び関係法令違反等の判断及び立件等を行う立場にないため、これらに係る文書は作成又は保有していないとの実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点は認められない。また、実施機関において当該文書を作成又は保有していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

(2) 「政治倫理規制法」に係る請求文書について (①中の③)

当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関は、「政治倫理規

制法」を探索した結果、提示された名称の法律は見当たらなかったとのことであった。また、類似の名称の法律に関しては、政治資金規正法として応答済という認識であるとのことであった。

当審査会において「政治倫理規制法」について検索したところ、同名称の法令を確認することはできなかった。

これらのことを踏まえると、本件請求事項①中の③に記載された「政治倫理規制法」について、請求内容において提示された名称の法律は見当たらないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点は認められない。

- (3) 公職選挙法違反に関する警察・検察などへの情報提供・要請等をして捜査等を依頼したこと、通告をした経緯等の分かる文書について (②、③中の⑧)

実施機関は、本件請求内容である個別の事案について、警察等への通告をする立場になく、また、警察、検察への捜査等の依頼、捜査情報の把握などを行う立場にないため、作成・保有していないと主張している。

当審査会において、実施機関に確認したところ、選挙の取締に関しては、上記(1)のとおり、公職選挙法第7条の規定により「検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない」と規定されており、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官の職務であって、選挙管理委員会が行うものではないことから、実施機関が通報等を受けた場合、その内容によっては、警察に情報提供をすることはあるものの、そのことは、選挙管理委員会が行うこととされている事務ではなく選挙管理委員会としての検討・判断を要しない、事実関係に関する情報提供であるため、文書を作成しておらず、また、作成しなければならないものでもないとのことであった。

また、実施機関に確認したところ、本件請求事項に関して、実際に警察に情報提供を行った事実はないとのことであった。

これらのことを踏まえると、特定の公職選挙法違反に関する事実について警察・検察などに情報提供・要請等をして捜査等を依頼したこと、通告した経緯等の分かる文書について、作成又は取得していないとの実施機関

の説明に、特段不自然・不合理な点は認められない。

- (4) 政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書に係る検証・査証・監査をした経緯等の分かる文書について (③中の③(4))

実施機関は、政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書について、実施機関においては、政治資金収支報告書の受理に当たっては、所定の様式による書類が揃っているかといった形式的な審査をすることとされており、検証等を行う立場にないため、これらに係る文書は作成・保有していないと主張している。

審査会において実施機関に確認したところ、政治資金収支報告書の受理に関しては、選挙管理委員会は、提出された政治資金収支報告書に「形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる」(政治資金規正法第31条)とされているが、この権限は、政治活動に関する帳簿書類等の検査を行うことができるような実質的審査権ではなく形式的審査権であるとされていることから、検証等を行う立場にないとのことであった。

なお、内閣総理大臣答弁書(内閣参質 213 第 108 号(令和6年4月19日))によると、政治資金規正法第31条において記載すべき事項の記載が不十分であるときは、「政治資金収支報告書の記載の内容が明確ではなく適正でない場合や、収入または支出の積算に誤りがある場合のように、記載上の適確性を欠く場合を言うものとされております。」とのことであった。

また、審査会において、政治資金収支報告書の形式的審査に係る文書は、本件請求の対象文に含まれないとした理由について実施機関に確認したところ、一般的に、「検証」とは「実際に調べて証拠だてること。仮説を実証すること。」であり、「査証」とは「調査して証明を与えること。」であり、また、「監査」とは、「監督し検査すること。特に、会計監査・業務監査のこと。」とされており、何ら内容的な審査を行わない「所定の様式による書類が揃っているかといった形式的な審査」とは意味が異なることから、「検証・査証・監査」には形式的な審査は含まれないと判断するのが自然と考

えるとのことであった。

なお、審査会において実施機関に確認したところ、政治資金収支報告書の受理に当たって、形式的な審査を行う際に使用可能なチェックシートの様式を作成しているが、起案及び決裁を経たものではなく、受付を行う際の参考資料であって、作成や保管をしなければならない旨を定めた法令等も存在しないため、政治団体の政治資金収支報告書の受付を行った者が受付をする際にチェックシートを使用したかどうか定かではなく、保有もしていないとのことであった。

これらのことを踏まえると、政治資金収支報告書については、形式的な審査をすることとされており、検証等を行う立場にないため、これらに係る文書を作成又は保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点は認められず、また政治資金収支報告書の検証・査証・監査に、形式的な審査が含まれるといえる根拠もないため、実施機関が当該請求内容に形式的な審査が含まれないと判断したことが不自然、不合理とまではいえず、これらを覆すに足る事情も認められない。

(5) 選挙管理委員会が有権者の権利を最大限に保障する機関であるための体制等に関する文書について (8中の①②③⑦)

当審査会において、実施機関に確認したところ、選挙管理委員会の組織体制や機能等については地方自治法、公職選挙法など関係法令に定めがあるもののほかは、特段の定めはないことから、作成・保有しているものではないとのことであった。

また、当審査会において、実施機関に係る関係法令、内規を確認したところ、広島県選挙管理委員会の組織体制については、広島県選挙管理委員会規程（昭和36年広島県選挙管理委員会告示第34号）に、機能については、広島県選挙管理委員会事務局処務細則（昭和36年広島県選挙管理委員会訓令第1号）に事務分掌等が定められているが、その他の法令に広島県選挙管理委員会の組織体制や機能についての記載は確認できなかった。

これらのことを踏まえると、請求対象となる法令又は規則に係る行政文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年4月28日	・ 諮問を受けた。
令和6年9月25日 (令和6年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年12月23日 (令和6年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年1月29日 (令和6年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年2月18日 (令和6年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年3月25日 (令和6年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

伊 藤 寛 之 （ 部 会 長 ） ※令和6年12月1日から	弁護士
井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ） ※令和6年11月30日まで	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久 ※令和6年11月30日まで	弁護士
辛 嶋 了 憲 ※令和6年12月1日から	広島大学大学院助教
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授